

著作隣接権

著作物を国民に伝えることにより
更により著作物を創作するインセンティブを与え、**文化の発展**に寄与する

白鷗大学
杉山 務

うた（歌・唄）の著作権

● うたの構成

- 詩 作詞 作詩家 著作権
- 曲 作曲 作曲家 著作権
 - 編曲 編曲家 著作隣接権
- 演奏 楽器演奏・指揮 **著作隣接権**
- 歌唱 歌手 **著作隣接権**
 - ※ それぞれに、**著作者人格権**（特に**同一性保持権**）
- CD製作・販売 インターネット配信

● うたの利用

- CD購入、カラオケ、着メロ
- BGM: 店舗、映画、有線放送
- 発表会、放送、映像の挿入歌

知的創作物についての権利

・著作権（創作と同時に自動的に権利が発生）

著作権は、
「音楽や小説、絵画などの著作物に関し、著作
者等の権利の保護を図り、もって**文化の発展**に
寄与すること」を目的



絵画



彫刻



音楽



小説

3

著作物についての権利

・著作物を一般公衆に伝達する役割

仲介者: 出版社 実演家 映画製作者
レコード製作者 放送事業者 興行者

既存の著作物を利用する者
著作物を創作する者ではない

だから「**著作隣接権**」

4

著作物の種類

10条

著作物の例示

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型
その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

5

著作権

二次的著作物の
創作権

複製権

上演権
演奏権

二次的著作物の
利用権

譲渡権

著作者・
著作権者

上映権

貸与権

著作者人格権
公表権・氏名表示
権・同一性保持権

公衆
送信権

頒布権

公の
伝達権

各権利を
支分権

展示権

口述権

伝達する者

著作
隣接権

6



著作権隣接権

著作物などを人に伝達した者に与えられる権利

著作権隣接権とは、実演家人格権、報酬及び二次使用料を受ける権利以外 89条⑥

実演家

(89条1項)

・実演を行う者(俳優、舞踊家、歌手)、実演を指揮する者、実演を演出する者

レコード製作者

(89条2項)

・音を最初に固定した者

放送事業者

(89条3項)

・放送を業として行う者

有線放送事業者

(89条4項)

・有線放送を業として行う者

7



著作権隣接権 実演

実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること 2条1項3号

実演家とは、俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。 2条1項3号

実演家の権利

91条～95条の3

録音権
録画権
放送権
有線放送権
送信可能化権
譲渡権
貸与権(1年)

・商業用レコードの二次使用料請求権
(放送、有線放送、その他の営業)
・期間経過商業用レコードの貸与に関する報酬請求権(レコード発売後2年目～50年目)
・私的録音録画補償金請求権

氏名表示権
同一性保持権

8



著作権隣接権 レコード

レコードとは、
蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの
音を専ら影像と共に再生することを目的とするものを除く

2条1項5号

レコード製作者の権利

96条～97条の3

許諾権

複製権
送信可能化権
譲渡権
貸与権(レコード発売後1年間)

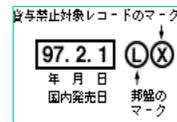
補償請求権

放送・有線放送について
使用料を請求できる権利
貸レコードについて使用
料を請求できる権利
(レコード発売後2年目～50年目)

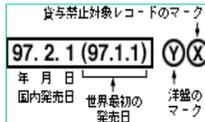
著作権隣接権 レコード

一般社団法人日本レコード協会(Recording Industry Association of Japan)

貸与権(レコード発売後1年間) 貸レコードについて使用
料を請求できる権利
(レコード発売後2年目～50年目)



邦盤 シングル 発売日から最長3日間禁止
アルバム 発売日から最長3週間禁止
洋盤 世界最初の発売日から1年間



使用料・報酬

1枚330円 (税別¥2,000～3,999)	1枚264円 (邦盤×80%)
1枚165円 (税別¥1,001～1,999)	1枚132円 (邦盤×80%)
1枚85円 (税別¥1,000以下)	1枚68円 (邦盤×80%)

音楽CD逆輸入禁止

海外で合法的にライセンス生産された日本の音楽CDが、逆輸入により日本で格安に販売されるのを防止するために、4年間の輸入禁止期間を設ける



著作権隣接権 放送

放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信

2条1項8号

放送事業者
の権利

98条～100条

許諾権

複製権
再放送権、有線放送権
テレビ放送の伝達権

有線放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信

2条1項9号の2

有線放送事業者
の権利

100条の2～100条の4

許諾権

複製権
放送権、再有線放送権
有線テレビ放送の伝達権

実演家の権利 許諾

実演

録音物作成
録画物作成

増製物作成

放送

有線放送

放送

有線放送

有線放送

増製物作成

放送

有線放送

映画作成

録音物作成

---> 許諾必要

---> 許諾不要

ま と め



ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務